

生ごみ処理機指定販売店の登録について

津山市では平成9年8月より『生ごみ処理機』購入の補助金制度を始めています。制度を円滑に運用するため、あらかじめ生ごみ処理機指定販売店を登録し、購入希望の方に対し、お知らせしています。

1. 指定販売店になることができるお店（条件）

- ① 津山市内に営業所を有すること
- ② 生ごみ処理機の取り扱いについて、適切な指導ができること
- ③ 補充用品が確実に補給できること
- ④ 生ごみ処理機指定販売店申請書（別紙の誓約書を含む）の誓約事項を遵守できること

2. 補助の対象となる生ごみ処理機

- ① 加熱、微生物等の方法により、生ごみの容積を減少または消滅させるもの
- ② 概ね5年以上の耐久性があり、かつ衛生的な機種で水分等が地中等に浸透しないもの
- ③ 一日の処理能力が700g以上であるもの
- ④ ディスポーザー機能（単に生ごみを粉碎する機能）付のものでないこと

- * 以上の条件をすべて満たした上で、市長が適当と認めたもの。
- * 市長が適当と認めて登録した機種以外を販売しても補助対象にはなりません。
- * 補助対象とできない機種もあるため、機種を登録する制度としています。

3. 指定販売店申請の手続き

- ① 生ごみ処理機指定販売店申請書に別紙誓約書と取扱予定機種のパンフレット等を添付し、提出してください。※申請は随時受け付けます。
- ② 申請書等を審査後、適当と認めたときは、生ごみ処理機指定販売店承認証を交付します。また、不適当と判断した時にはその理由を付して連絡します。
- ③ 指定期間は2年間です。指定の継続を希望する場合は指定期間の最終日の1ヶ月前までに継続にかかる申請が必要です。

4. 補助金事務の手続き等

- * 各指定販売店毎の領収証のほか、生ごみ処理機設置事業実績報告書に製造番号等を確認の上、販売証明をしてください。
- * この補助金制度は市民が処理機を購入した際に補助金が交付されるものであり、指定販売店に補助金を交付するものではありません。
- * 取扱機種や指定販売店（所在地等）の変更がありましたら、速やかに変更申請をしてください。
- * なお、必要な変更申請等がなかった場合は、指定販売店からの解除等の処分をする場合もあります。
- * また、1の条件を満たさないと市が認めた場合は、指定店からの解除等の処分をする場合があります。



お問い合わせ
〒708-8501
津山市山北520
津山市環境事業課3R推進係
TEL 32-2203 FAX 23-7055